



平成 30 年 1 月 25 日

各 位

会 社 名 株式会社メディアドゥホールディングス
代表者名 代表取締役社長 藤田 恭嗣
(コード番号 3678 東証第一部)
問合せ先 取締役管理本部長 鈴木 克征
(電話番号 03-6212-5113)

募集新株予約権（業績連動型有償ストック・オプション）の譲渡に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 28 年 11 月 16 日付けで発行した第 16 回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）のうち、当社代表取締役藤田恭嗣が保有するものについて、下記 1. 記載のとおり
の条件で譲渡されることにつき、承認いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 譲渡内容

- (1) 譲 渡 人：藤田恭嗣（当社代表取締役）
- (2) 譲 受 人：株式会社 FIBC
- (3) 譲 渡 日：平成 30 年 2 月末日までの譲渡人と譲受人双方が合意した日
- (4) 譲 渡 個 数：11,585 個（目的となる普通株式の数 1,158,500 株）
- (5) 譲 渡 価 格：377,636,245 円（本新株予約権 1 個あたり 32,597 円）

※本新株予約権の譲渡価格は、平成 29 年 5 月 30 日付の本新株予約権の譲渡時に算定を
依頼した第三者機関の評価額を基礎に決定しております。

- (6) そ の 他：本新株予約権の内容は発行時のものから変更はありませんが、譲受人が本新株予約権の
権利行使をする場合には、下記 4. (7) ②の行使条件の定めにかかわらず、その権利行
使時において、①譲渡人が当社又は当社関係会社の取締役、監査役若しくは使用人又は
当社の外部協力者であり（但し、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のあ
る場合を除く。）、かつ②譲受人が譲渡人の資産管理事業を営んでいる限りにおいて、譲
受人には同行使条件は適用しないこととします。

2. 譲受人の概要

(1) 名称	株式会社 F I B C
(2) 所在地	東京都千代田区一ツ橋 1 丁目 1 番 1 号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 藤田 恭嗣
(4) 事業内容	株式・不動産投資業
(5) 資本金	50,000,000 円
(6) 設立年月日	平成 25 年 12 月 19 日
(7) 発行済株式数	普通株式 2,000 株
(8) 決算期	8 月 31 日（平成 29 年 8 月に 7 月 31 日より変更）

(9)	従業員数	0名		
(10)	主要取引先	—		
(11)	主要取引銀行	りそな銀行		
(12)	大株主及び持株比率	藤田 恭嗣 100%		
(13)	当事会社間の関係			
	資本関係	株式会社F I B Cは、①平成 28 年 4 月 7 日開催の当社取締役会の決議に基づき平成 28 年 4 月 25 日に発行された当社の新株予約権 10,590 個（対象となる当社株式総数 1,059,000 株）及び②平成 29 年 7 月 31 日開催の当社取締役会の決議に基づき平成 29 年 8 月 17 日に発行された当社の新株予約権 2,600 個（対象となる当社株式総数 260,000 株）を保有しております。		
	人的関係	当社代表取締役である藤田恭嗣が株式会社F I B Cの代表取締役を兼務しております。		
	取引関係	株式会社F I B Cは、①平成 28 年 4 月 7 日開催の当社取締役会の決議に基づき平成 28 年 4 月 25 日に発行された当社の新株予約権 10,590 個（対象となる当社株式総数 1,059,000 株）及び②平成 29 年 7 月 31 日開催の当社取締役会の決議に基づき平成 29 年 8 月 17 日に発行された当社の新株予約権 2,600 個（対象となる当社株式総数 260,000 株）を保有しております。また、当社又は当社の関係者若しくは関係会社と株式会社F I B C又は株式会社F I B Cの関係者若しくは関係会社との間には、特筆すべき取引関係はありません。		
	関連当事者への該当状況	株式会社 F I B C は、当社代表取締役である藤田恭嗣がその議決権の全部を保有しているため、当社の関連当事者に該当します。		
(14)	最近 3 年間の経営成績及び財政状態			
決算期	平成 27 年 7 月期	平成 28 年 7 月期	平成 29 年 7 月期	平成 29 年 8 月期
純資産	△40,092,998 円	△84,963,800 円	38,458,250 円	32,881,192 円
総資産	609,623,349 円	782,139,551 円	1,070,169,140 円	1,071,367,631 円
1 株当たり純資産	△111,369.44 円	△236,010.56 円	19,229.13 円	16,440.60 円
売上高	0 円	41,599,746 円	150,715,651 円	560,588 円
営業利益	△59,592,403 円	△37,384,981 円	91,400,521 円	△5,854,217 円
経常利益	△59,828,644 円	△36,010,419 円	96,915,539 円	△5,558,689 円
当期純利益	△46,881,143 円	△44,870,802 円	41,422,050 円	△5,577,058 円
1 株当たり当期純利益	△130,225.40 円	△124,641.12 円	43,256.56 円	△2,788.53 円
1 株当たり配当金(円)	0 円	0 円	0 円	0 円

※1. 株式会社F I B Cは当社代表取締役 藤田恭嗣の資産管理会社であります。

- 株式会社F I B Cの代表取締役である藤田恭嗣は、当社普通株式 3,106,000 株（本新株予約権発行前の保有割合 27.32%、議決権比率 27.33%）保有している筆頭株主でもあります。
- 株式会社F I B C及びその唯一の役職員である藤田恭嗣は、反社会的勢力に該当しない旨の確約書を当社に提出しております。

3. 譲渡の経緯、理由等

当社は、平成 28 年 11 月 16 日付けで、中長期的な当社の業績拡大及び企業価値の向上を目的として、当社取締役及び従業員並びに外部協力者に対し、有償にて本新株予約権を発行いたしました。

譲渡人より、資産管理の都合上、本新株予約権の行使にあたっての対価の支払いは譲受人の現預金から拠出したいため、譲渡人から譲受人へ本新株予約権を譲渡したい旨の申し出があり、検討をした結果、発行目的に対する実質的な効果が変わらないこと、また特に不合理な点は見当たらないことからこれを承認

するものであります。

また、かかる譲渡承認にあたっては、譲受人が本新株予約権の権利行使をする場合には、下記4.（7）②の行使条件の但書の定めに基づき、同行使条件の定めにかかわらず、その権利行使時において、①譲渡人が当社又は当社関係会社の取締役、監査役若しくは使用人又は当社の外部協力者であり（但し、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合を除く。）、かつ②譲受人が譲渡人の資産管理事業を営んでいる限りにおいて、譲受人には同行使条件は適用しないこととしました。

かかる譲渡の申し出は、発行目的に対する実質的な効果が変わらず、また特に不合理な点は見当たらないことは上記譲渡承認理由に記載のとおりであります。これに加えて、当社の中長期的な企業価値の向上を目指すためには、当社の事業概要及び事業戦略についての十分な理解は必須な要素であるところ、この点、譲渡人は、これらの事項を十分理解したうえで、創業時から、事業モデルの創出や経営方針及び経営戦略の決定において中心的な役割を果たしてきており、当社の中長期的な企業価値を向上させるためには、今後もかかる役割を譲渡人に担わせるべく、引き続き譲渡人からの強固なコミットメントを担保する必要があることから、かかる行使条件の不適用につきましては、正当な理由があるものと判断しております。

なお、かかる譲渡承認にあたっては、当社は、譲渡人及び譲受人との間で、本譲渡承認には1.（6）記載のとおり条件が付されている旨の確認書を取り交わしております。

4. 本新株予約権の概要

- (1) 名 称：株式会社メディアドゥ 第16回新株予約権
- (2) 発 行 日：平成28年11月16日
- (3) 発行新株予約権数：15,000個（目的となる普通株式の数1,500,000株）
- (4) 発 行 価 格：1個あたり750円
- (5) 行 使 価 格：1株あたり1円
- (6) 行 使 期 間：平成31年3月1日から平成31年6月30日
- (7) 行 使 条 件：① 新株予約権者は、平成29年2月期、平成30年2月期及び平成31年2月期の各事業年度にかかる当社が提出した有価証券報告書に記載される監査済みの当社損益計算書（連結損益計算書を作成している場合、連結損益計算書）において、営業利益に減価償却費を加算した額の合計額が2,900百万円以上の場合、本新株予約権を行使することができる。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき指数の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指数を取締役会にて定めるものとする。
② 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。）の取締役、従業員又は外部協力者であることを要する。但し、任期満了による退任及び定年退職、その他正当な理由のある場合は、この限りではない。
③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
⑤ 各本新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。

以 上